

〔 平 13 . 5 . 11 〕
〔 法 小 12 - 1 〕

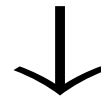
資 料

— 企業組織再編成に関する税制 —

企業組織再編成（分割・合併等）に関する新税制

1. 背 景

国際競争の激化等、我が国企業の経営環境が大きく変化しており、企業組織の再編成を含む改革が課題



我が国企業の競争力を確保し、企業活力を十分発揮できるインフラとして、柔軟かつ機動的な企業組織再編成を可能にする法制等の整備

⇒ 改正商法（平成13年4月施行）による会社分割法制の創設に併せ、
新たな税制の枠組みを構築

(参 考)

企業組織等に関連する法制・企業会計の改正の動向

独 占 禁 止 法 等	商 法 等	企 業 会 計
9.12 持株会社設立の解禁 10.3 銀行持株会社設立の解禁 銀行持株会社設立に係る課税の特例	9.10 合併手続の簡素合理化 10.3 自己株式の取得・消却要件の緩和 資本準備金による自己株式消却への対応 11.10 ・株式交換・移転制度の創設 株式交換等に係る課税の特例 ・金銭債権の時価評価の導入 12.5 会社分割法制の創設を含む商法改正法 が可決・成立 企業組織再編成に関する税制の整備	 11.4 ・連結財務諸表制度の抜本的見直し ・連結キャッシュ・フロー計算書の導入 ・税効果会計の導入 12.4 ・中間連結財務諸表制度の導入 ・金融商品に対する時価評価の導入 金融商品に対する時価評価等の導入

(注) 1. 独占禁止法及び商法の年月は改正法の施行日、企業会計の年月は適用開始事業年度を示している。

2. 枠内は税制上の対応を示している。

2. 基本的考え方

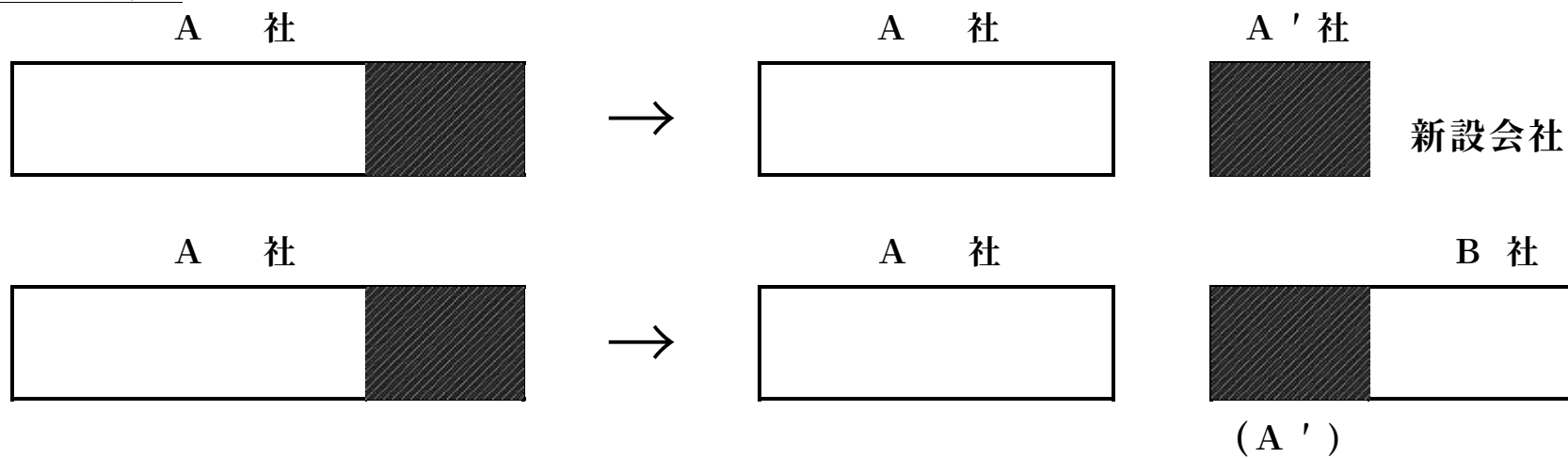
- 企業の組織再編成による資産の移転取引等に対し、実態に合った課税を行う
- 法人においては、移転資産に対する支配が継続している場合、株主においては、投資が継続している場合には、課税関係を継続させる

3. 概 要

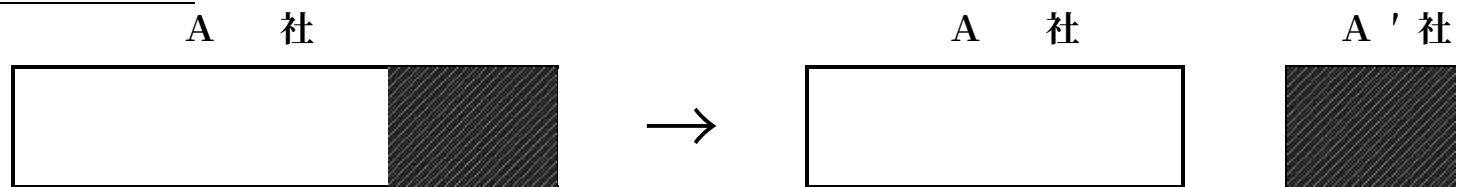
(1) 組織再編成に係る税制の整合的な整備

- 合併等と新しく創設された会社分割では、法形式は異なるが、経済実態が同じものがある（例：分割型の吸収分割と合併、分社型の新設分割と現物出資）
 - 改正前の税制では、経済実態が同じであるにもかかわらず、課税上の取扱いが異なっていた（例：企業買収 営業譲渡で行えば課税⇔合併で行えば課税繰延べ）
- ⇒ 合併・現物出資等の税制も改めて見直し、全体として整合的な考え方に基づいて新税制を整備（「同一の効果を発生させる取引には同一の課税を」）

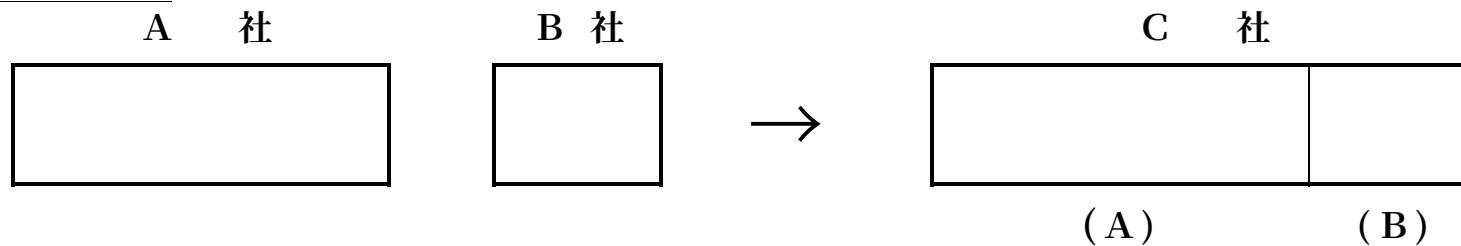
○ 分割



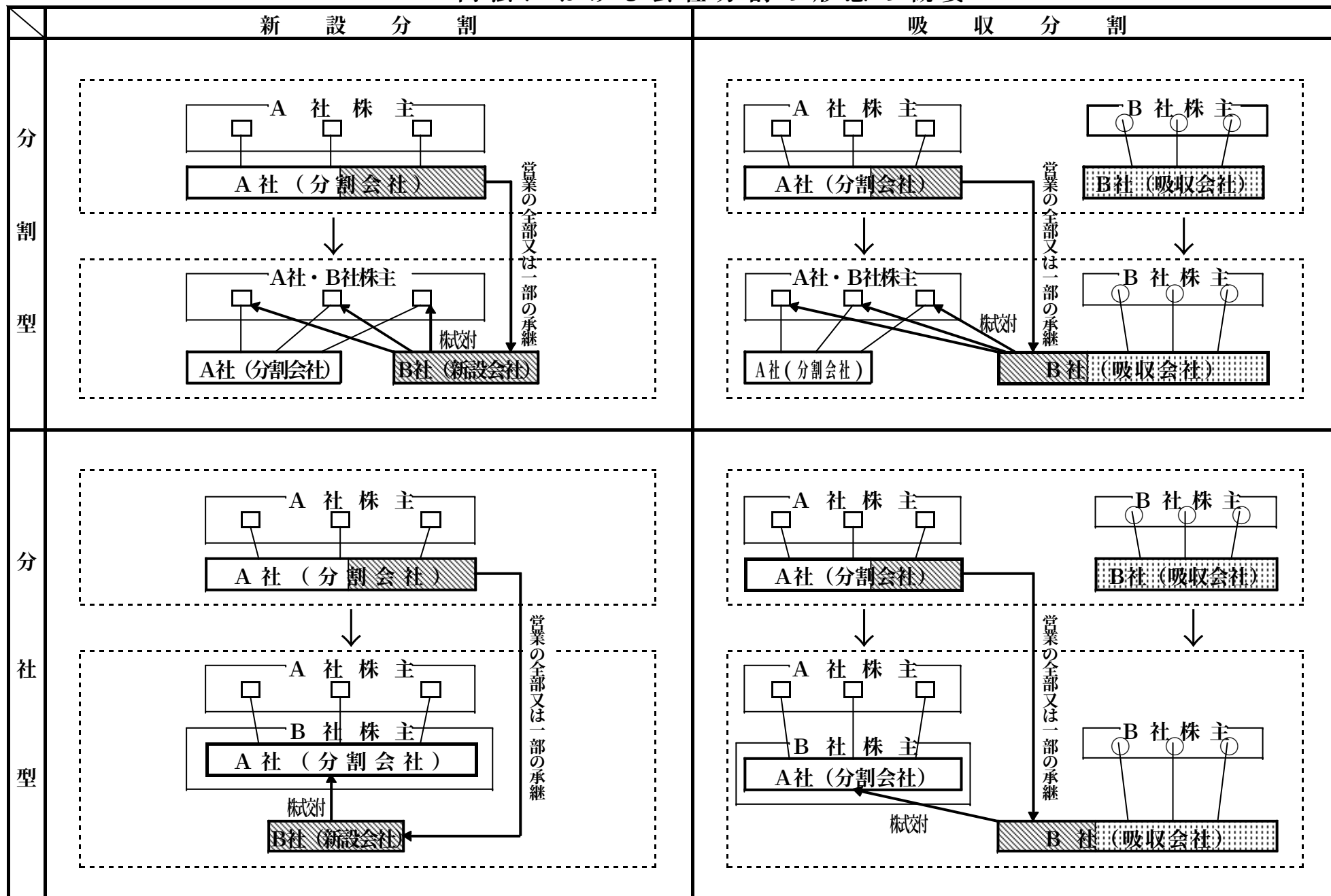
○ 現物出資



○ 合併



商法における会社分割の形態の概要



(注) 新設会社又は吸収会社が、株式を分割会社とその株主の双方に割り当てる一部分割（分割型と分社型の中間型）も認められる。
また、新設分割の場合には、複数の会社が共同で分割を行うことも認められる。

(2) 課税上の取扱いの基本的枠組み

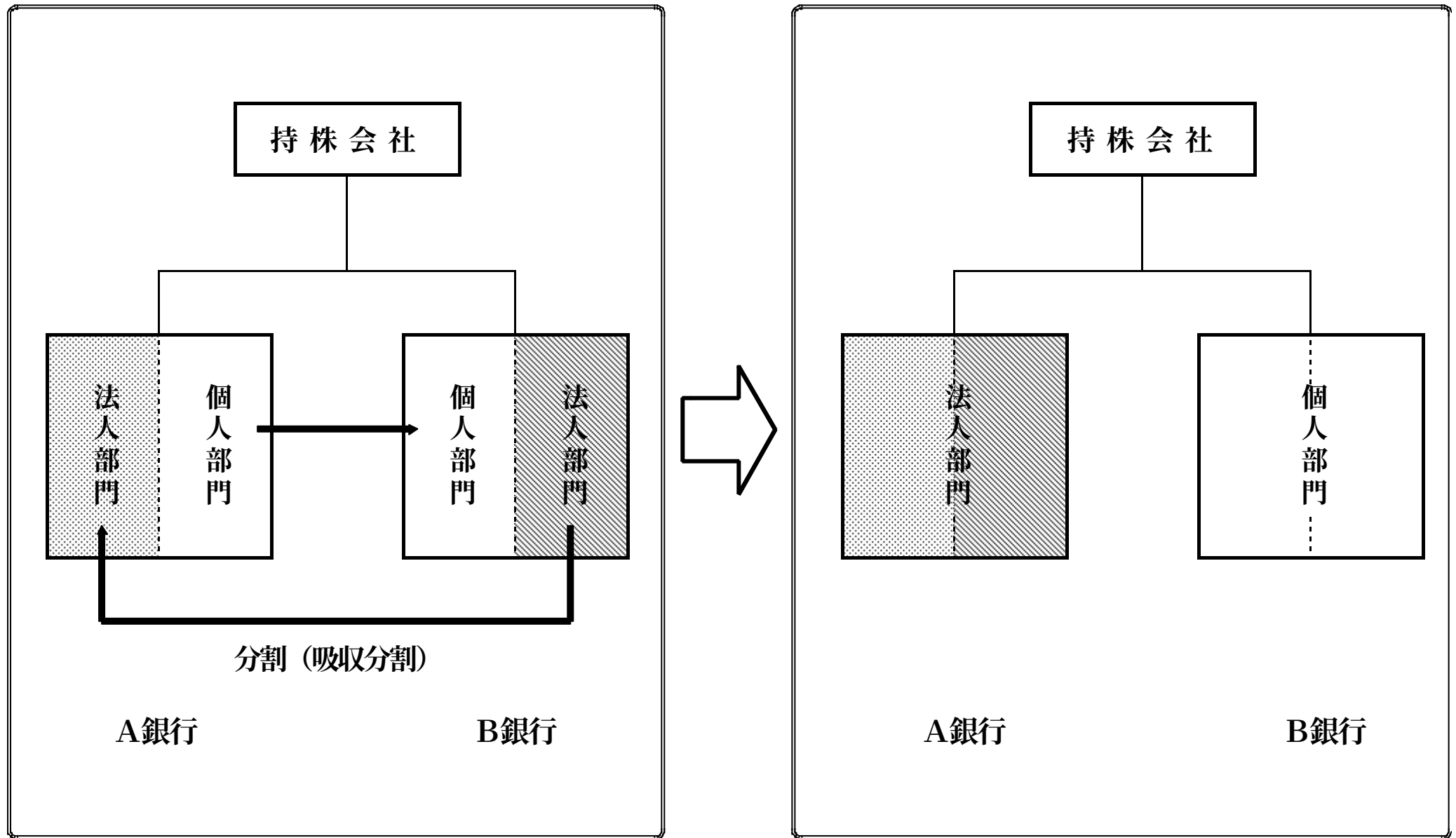
		原 則	特例(適格組織再編成)
法人	移転資産の譲渡損益	計上（課税）	計上（課税）繰延べ
		原 則	特 例
株 主	旧株の譲渡損益	計上（課税）	計上（課税）繰延べ
	みなし配当	原 則	特例(適格組織再編成)
		発生（課税）	発生しない（課税なし）

(3) 適格組織再編成の要件

区 分	要 件
<u>企業グループ内の組織再編成</u> (持分割合 50%超)	①独立した事業単位の移転 (主要な資産・負債 + 従業者数の概ね80%以上) ②移転した事業の継続 *持分割合が100%である場合、上記①、②は不要
<u>共同事業を営むための組織再編成</u> ・事業の関連性があることに加え、 { ・規模が著しく異なること（売上金額、 従業者数、その他これらに準ずるもののい ずれかの比率が概ね1：5以下） 又は ・常務クラス以上の役員の経営への参画	①独立した事業単位の移転 (主要な資産・負債 + 従業者数の概ね80%以上) ②移転した事業の継続 ③移転した資産の対価として取得した株式の継続保有

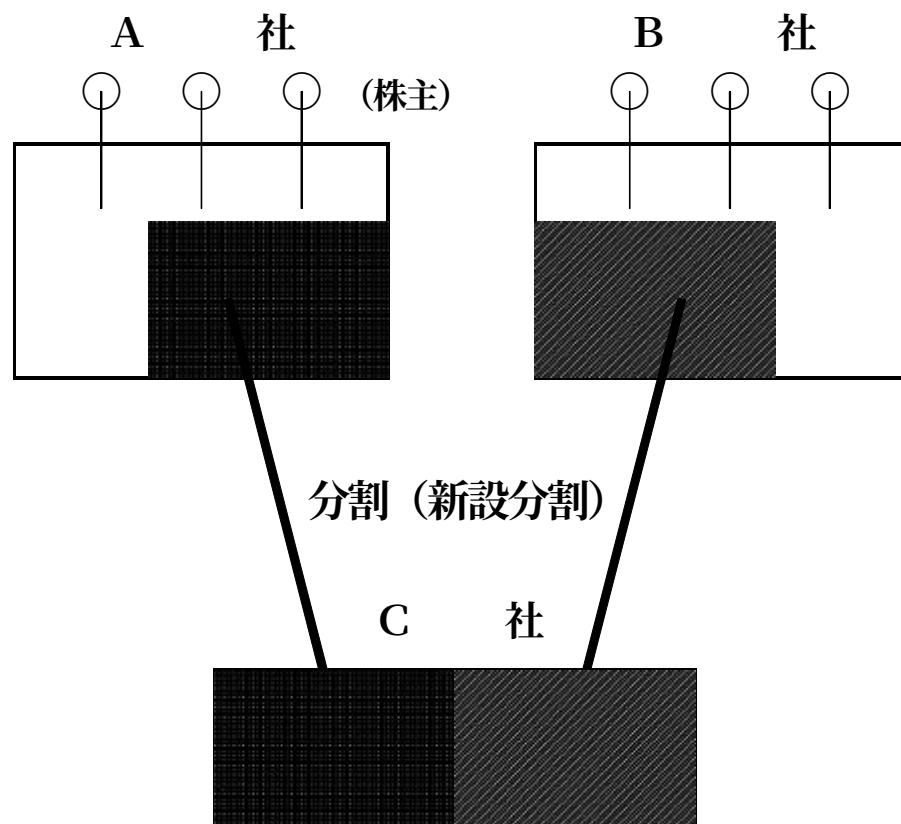
* 対価として金銭が交付された場合は原則どおり譲渡損益を計上する必要あり

企業グループ内の組織再編成（例）

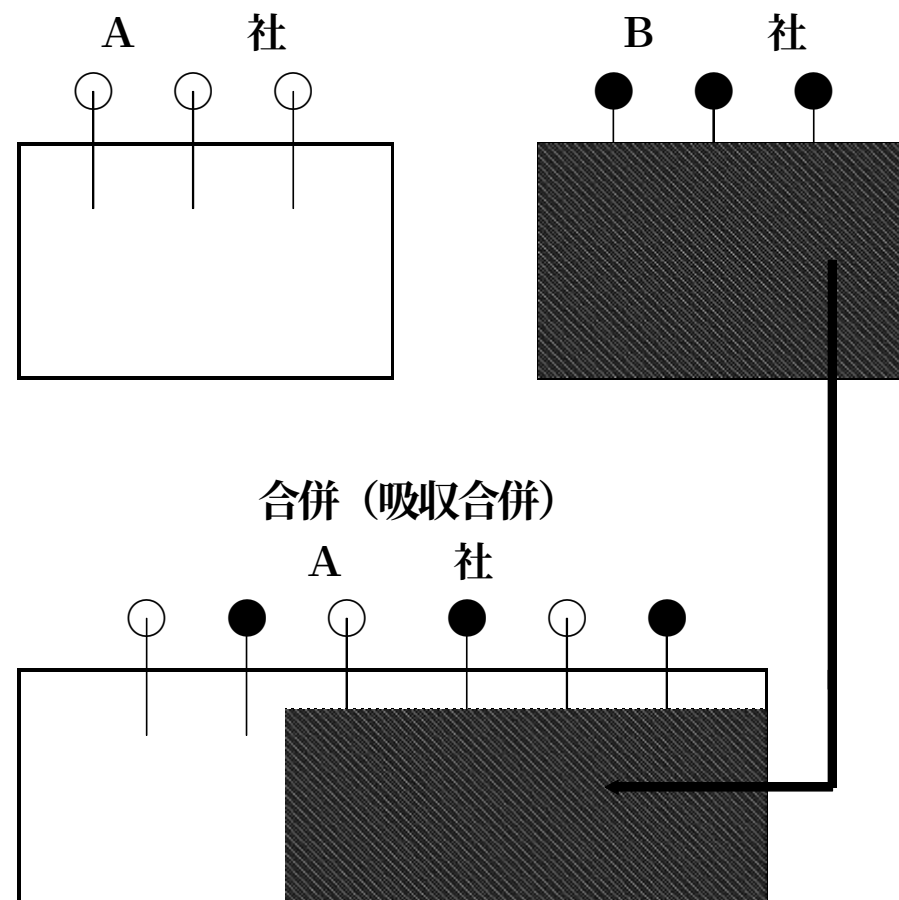


共同事業を行うための組織再編成

(1) 分割（新設分割）



(2) 合併（吸収合併）



- ① C社株式をA社・B社に公布（分社型）
- ② C社株式をA社・B社株主に公布（分割型）

(4) 各種引当金の引継ぎ等

- 適格組織再編成：課税関係を継続（移転した資産が引き続き同一法人内にあるように扱う）
 - ⇒ 各種引当金等については、原則として引き継ぐ
- 適格組織再編成に該当しない場合：他の法人への資産の譲渡と同じ
 - ⇒ 各種引当金等については、原則として引き継がない

(5) 租税回避の防止措置

- 組織再編成の形態や方法は複雑かつ多様であり、諸外国の例に見られるように租税回避の手段として濫用されるおそれ大きい。

⇒ 適正な課税を実現するため、租税回避の防止措置

- ① 繰越欠損金・含み損の使用制限
- ② 包括的な租税回避防止措置

○ 繰越欠損金・含み損の使用制限

新税制の下では、適格合併（合併と実質的に変わらない全部分割も含む）について、従来認められていなかった繰越欠損金の引継ぎを認容

これに伴い、例えば、多額の繰越欠損金や含み損を有する法人を企業グループ内に取り込んでグループ内の黒字法人と合併させ、法人税額を減少させるおそれあり

⇒ これを防止するため、次の措置

① 新たにグループ内法人となった法人の、

(ア) グループ加入前の繰越欠損金

(イ) グループ加入後の繰越欠損金のうち、グループ加入時点の資産の含み
損が実現して生じたと考えられる部分の金額

については、適格組織再編成^(注)にあたり、引継ぎを制限（→グループ加入後
5年を限度）

(注) 共同事業要件等の一定の要件を満たすものを除く

② グループ加入時点の資産の含み損を、適格組織再編成を実施した後に実現し
た場合、その損失の損金算入を制限（→グループ加入後5年と適格組織再編成
後3年のいずれか早い方を限度）